



## 第六章 雜則

### (保管)

**第三十一条** 荷主は、荷主の都合により当社による貨物の受取前又は引渡後に、当社が指定した埠頭、オープンヤード、上屋、コンテナヤード等に貨物を保管する場合は、当社の承諾を得なければならない。  
2 前項の規定による貨物の保管については、当該保管に係る契約の定めによることとする。

### (便乗者)

**第三十二条** 当社は、使用船舶の輸送能力の範囲内において便乗者の乗船申込みに応じることとし、便乗者は、荷送人の費用において乗船することとする。  
2 便乗者は、使用船舶への乗船は自動車への乗車にあたり、当該船舶運航事業者の定める約款の規定又は当該貨物自動車運送事業者の定めに従うものとする。

### (共同海損)

**第三十三条** 共同海損は、千九百九十四年のヨーク・アントワーブ規則の規定に従つて処理する。

### (不法行為責任)

**第三十四条** 当社は、荷主が貨物に関する当社又は運送人等の不法行為による損害賠償を当社に対し請求した場合においても、この約款の規定を援用することができます。

### (仲裁の援用)

**第三十五条** 当社の使用者又は運送人等は、荷主に対し、この約款における免責に関する規定を援用することができます。

### (仲裁等)

**第三十六条** 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社が指定する公益法人に仲裁を付し、仲裁人の判断に従うこととする。仲裁人の選任、仲裁手続その他の仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人の定めるところによる。

2 前項の合意がない場合において訴訟が生じたときは、第一審の裁判権は、当社の主たる営業所を管轄する裁判所に属する」ととする。